

## 【アメリカ】人身売買の捜査官等を支援する法律の制定

人身売買業者は人々を現代の奴隷として強制的に働かせていると訴える超党派の議員が、人身売買を取り締まる国土安全捜査局 (HSI) の職員等を支援することを目的とした法律案を連邦議会に提出した。その法律案が、2024年9月26日に連邦議会を通過し、同年10月1日、バイデン (Joe Biden) 大統領 (当時) により署名され、「IMPACTT 人身売買防止法」(P.L.118-96) として制定された。

同法は、次のように規定している。人身売買のトラウマに対処するための意識の維持 (IMPACTT) プログラムを HSI に設ける (第2条)。同プログラムの下、人身売買の被害者と直接関わる業務に携わる HSI 職員に対して、その業務に関連する燃え尽き症候群、共感疲労、惨事ストレス、二次的トラウマなどの兆候を認識するための自己認識研修を行う (同条)。2002年国土安全保障法第IV編D部 (合衆国法典第6編第251条以下) を改正し、被害者支援プログラムを HSI に設け、米国内の HSI 事務所を統括する30か所の HSI 特別捜査官事務所の全てに、少なくとも虐待被害者等に対する面接に関する専門家1名及び被害者支援の専門家1名を配置する (第3条)。人身売買対策班及び児童性的搾取対策班に参加する全ての HSI 事務所に、被害者支援の専門家1名を配置する (同条)。国土安全保障省長官は、この法律の制定日から1年以内及びその後毎年、報告期間中に IMPACTT プログラムにより提供された研修の回数及び当該研修を受講した人数並びに HSI 被害者支援プログラムによって支援された人身売買被害者の人数を明らかにした報告書を議会に提出しなければならない (第4条)。本法及び本法による改正は、2030年10月1日に効力を失う (第6条)。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.congress.gov/118/plaws/publ96/PLAW-118publ96.pdf>

## 【アメリカ】ニューヨーク市マンハッタン島の渋滞対策料金プログラム

メトロポリタン交通公社 (Metropolitan Transportation Authority: MTA) は、ニューヨーク州の2019年MTA改革等法 (L.2019 C.59 Part ZZZ) に基づき、ニューヨーク市マンハッタン島の指定地域を通行する車両から料金を徴収するプログラム (Congestion Pricing Program) を2025年1月5日に開始した。これは、渋滞対策として道路通行料金を徴収する全米初のプログラムとされる。このプログラムは、指定地域の交通量の減少による大気的清浄化、経営難にある同市公共交通機関の料金収入による支援等を目的とする。概要は次のとおりである。指定地域には、同島の60丁目 (60th street) 以南の南北 (avenues) 及び東西 (streets) のほぼ全ての道路が含まれる。ピーク時間帯 (以下「ピーク」) が平日は午前5時～午後9時、週末は午前9時～午後9時に設定され、それ以外の時間帯 (以下「夜間」) の通行料金はピークの75%引きとされる。料金はE-ZPass (道路、橋等の通行料金電子収受のための既存のシステム) による支払と他の手段による支払とで異なるが、通例想定される前者の料金を次に示す。i) ①乗用車及び小型商用車はピーク9ドル (1ドルは150円)、夜間2.25ドル、②オートバイはピーク4.50ドル、夜間1.05ドル、③小型トラック等はピーク14.40ドル、夜間3.60ドル、④大型トラック等はピーク21.60ドル、夜間5.40ドルを1日1回課される。ii) 認可タクシー (認可ハイヤー) はピーク・夜間共に、乗客輸送1回につき0.75ドル (1.50ドル) を課される。iii) 同島と島外を結ぶ4本のトンネルから指定地域に入る場合等には料金が減額され、乗用車が3ドル以下、オートバイが1.50ドル以下等が課される。iv) 低所得の運転手には割引料金が、緊急車両等には料金免除が提供される。v) 料金は2031年まで段階的に引き上げられる。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://congestionreliefzone.mta.info/tolling>

### 【アメリカ】学校職員が生徒の性的指向を親等へ開示することを禁止するカリフォルニア州法

2024年7月15日、カリフォルニア州において、学校職員がLGBTQ等の生徒の性的指向を親等へ開示することを禁止する法律が制定された（Chapter 95, Statutes of 2024. 2025年1月1日施行）。生徒の性的指向等の親等への開示を職員に義務付ける法律は複数の州で制定されてきたが、これを職員に禁止する法律の制定は同州が全米初となった。同州議会は立法の目的として、①生徒が性的指向を開示する時期、相手等を決める権利は本人にあり、その同意なくその性的指向等を親等へ開示する学校職員等の行為は、当該生徒が親等と信頼関係を築き、準備ができた時に対話を行う機会を奪うことになること、②生徒は州憲法上のプライバシー権に基づきその性的指向等の情報を非公開にする権利を有することを州裁判所が認定していること、③生徒の性的指向等の情報をめぐって学校職員へのハラスメント行為等が増加傾向にあること等を挙げた。同法の概要は次のとおり。i)（学校職員を含む）学区職員等は、教育における性的指向等による差別の禁止規定（教育法第220条）等、LGBTQの生徒の保護を目的として生徒に保障される同州法上の権利の行使において、生徒を支援したことを理由として、報復、出勤停止等の不利益処分の対象とされてはならない（同法第220.1条）。ii)学区職員等は、州法又は連邦法で義務付けられる場合を除き、生徒の性的指向、性自認又は性表現に関するいかなる情報も、生徒の同意なく他者に開示することを義務付けられてはならない（同法第220.3条）。iii)学区等は、州法又は連邦法で義務付けられる場合を除き、生徒の性的指向、性自認又は性表現に関するいかなる情報も、生徒の同意なく他者に開示することをその職員等に義務付けるような方針、規則等を制定等してはならない（同法第220.5条）。 海外立法情報課・中川 かおり

・ [https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=202320240AB1955](https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB1955)

### 【イギリス】チップ等の全額を従業員に分配することを雇用主に義務付ける法律の施行

2015年、サービスへの謝礼として客から従業員に渡されるチップが大手レストランチェーンなどにより不当に控除されていることが問題となった。この当時、接客業の雇用主の約2/3がチップの一部を控除しており、中にはチップの1割を控除する者もいたとされる。最近でも一部の雇用主がチップの3～5%を控除する状況が続いていたことから、2022年6月15日、この問題に対処するための法律案が議会に提出された。この法律案は、2023年1月20日に下院を、同年4月21日に上院を通過し、同年5月2日の国王の裁可により、2023年雇用（チップの分配）法（c.13）が制定された。この法律は3度に分けて施行され、同年10月1日に全ての条が施行された（2023年雇用（チップの分配）法（施行第2号）規則（No.829）第3条）。

この法律は全15か条から成り、そのうちの10か条は、1996年雇用権法（c.18）に第27C条～第27Y条の23か条を追加するものである。まず、雇用主が、又は雇用主の管理下において従業員（派遣労働者を含む（第27H条）。以下同じ。）が、雇用主の職場におけるサービスに関連して、支払時又は支払に続けて顧客から受領したチップ（サービス料等名目を問わない。クーポン券等による支払も含む。）を、この法律による規制対象となるチップ（以下「対象チップ」）と定義する（第27C条）。そして、雇用主に対し、雇用主の職場において雇用主が受領した対象チップの全額を当該職場の従業員間で公平に分配することを義務付ける（第27D条）。雇用主がこの義務を履行しなかった場合、従業員に対し、雇用審判所への申立てを通じた救済措置が設けられている（第27K条～第27O条）。

海外立法情報調査室・南 亮一

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/13/contents/enacted>  
 ・ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2024/829/contents/made>

### 【イギリス】使い捨て電子たばこの供給を禁止する規則の制定

英国では 2023 年に 3 億 6 千万本の使い捨て電子たばこが流通し、毎週約 500 万本が捨てられるなど、使い捨てたばこ製品の廃棄が問題となってきた。使い捨て電子たばこはリサイクルが難しく、一般廃棄物として捨てられた場合には火災の危険、土壌及び水などの環境面への悪影響が懸念されている。循環型経済の発展を通じて廃棄物の削減に取り組むため、2024 年環境保護（使い捨て電子たばこ）（イングランド）規則（No.1216）が制定され、イングランドにおける使い捨て電子たばこの供給が禁止されることとなった。

この規則は、国务大臣に対して有害物質の供給（supply）を禁止するための規則制定権を付与する 1990 年環境保護法（c.43）第 140 条を根拠としたものであり、2024 年 10 月 23 日に上下両院で承認された上で同年 11 月 25 日に制定された。施行日は 2025 年 6 月 1 日である。

この規則は 4 部 14 か条及び附則から成る。「電子たばこ」を（医療機器・医薬品以外の）吸い口から吸引する目的でたばこ以外の物質を気化させるもの（たばこを気化できるものも含む。）と（第 2 条）、「使い捨て」を詰め替え及び再充電ができないことと（第 3 条）定義した上で、業務の一環として使い捨て電子たばこを供給し、供給を申し出、又は供給目的で所持すること（以下「供給等」）を禁止する（第 4 条）。違反者に対しては、事前の告知を経て行政処分（過料（200 ポンド（約 3 万 9 千円））又は遵守命令）が科され（第 9 条、附則）、それでも供給等を続ける場合、罰金刑に処せられる（第 4 条）。

海外立法情報調査室・南 亮一

- <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2024/1216/contents/made>
- <https://statutoryinstruments.parliament.uk/instrument/65bu1q4B>
- <https://www.gov.uk/government/news/government-crackdown-on-single-use-vapes>

### 【イタリア】革新的企業に対する支援のための法律の制定

2024 年 10 月、イタリアでは、革新的なスタートアップ企業及び中小企業（以下「革新的企業」）に対して税制上の優遇措置等を通じて支援を行う、2024 年 10 月 28 日法律第 162 号「税制優遇及び投資推進を通じた、革新的なスタートアップ企業及び中小企業の促進及び発展のための規定」（以下「2024 年法」）が制定された。「革新的」とされるための要件は、研究開発費が総生産費と生産総額のいずれか大きい方の額の一定割合（スタートアップ企業の場合は 15%以上、中小企業の場合は 3%以上）に相当すること等である（2024 年法第 1 条。以下、条名は同法のものである。）。2024 年法は、全 5 か条から成り、同年 11 月 22 日に施行された。その主な内容は、次のとおりである。

①革新的企業への投資額に応じて認められる税額控除の金額について、個人所得税総額までという上限を廃止する（第 2 条）。②イタリア企業の資本増強並びに戦略的なサプライチェーン、ネットワーク及びインフラの強化を支援するために、2020 年に預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti. 企業競争力の維持等を通じた国の発展の促進を任務とする公的金融機関）に設けられた基金の支出対象を拡大する（第 3 条）。③革新的企業に投資する集団投資事業への参加により個人が得た資本所得について、非課税とする（第 4 条）。④簡易投資会社（società di investimento semplice. 非上場の中小企業向けの投資を推進するために 2019 年に設けられた会社形態）の純資産総額の上限を、2500 万ユーロ（約 40 億 7500 万円）から 5000 万ユーロ（約 81 億 5000 万円）に引き上げる（第 5 条）。

海外立法情報課・芦田 淳

- <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2024/11/07/261/sg/pdf>

### 【ロシア】チャイルド・フリーの宣伝禁止

ロシアにおいて、子供を持たない方が人生は豊かになるという考え方（いわゆる「チャイルド・フリー」）を宣伝することが禁止された。2024年11月23日に制定された連邦法第401号「ロシア連邦行政違反法第6.21条の改正について」（同年11月12日下院採択、11月20日上院承認）は、インターネットや映画、広告等によってチャイルド・フリーの魅力を描き、大衆の関心を喚起することを新たに罰則の対象とした。

従来のロシア連邦行政違反法第6.21条において罰則の対象とされていたのは、「非伝統的な性的関係及び（又は）性的指向」と「性別の変更」であった。今回の法改正によって、「子供を持たないこと」や「出産の拒否」等の文言が条文に新たに追加され、それらを肯定的に描くことが罰金の対象とされた。なお、ロシア連邦行政違反法において、「非伝統的な性的関係」や「子供を持たないこと」等の詳細な定義は定められていない。宗教的理由や修道制度に伴う独身の誓いの遵守及び出産の放棄に関しては、ただし書により例外とされた。

法改正の背景には、ロシアにおける人口の減少という問題がある。プーチン（Vladimir Putin）大統領は元来、性的マイノリティへの強硬な姿勢で知られ、国際社会から多くの批判を受けている。さらに、ロシアではウクライナ侵攻以降、欧米と異なる独自の伝統的価値観を重視する方針が強く打ち出されている状況にある。以上を踏まえると、今回の法改正は、ロシアからチャイルド・フリーという欧米由来とされる考え方を排除し、人口減少を抑制する狙いがあると見られている。

海外立法情報課・堀田 主

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202411230022>
- ・ <https://rg.ru/2024/11/26/antidetstvo-lishili-slova.html>

### 【韓国】法曹一元化に係る裁判官任用要件の緩和

韓国では2011年7月の法院（日本の裁判所に相当）組織法の改正により、「法曹一元化」（弁護士、検察官等の法曹経歴を有する者の中から裁判官を任用する制度）が段階的に導入されることとなった（本誌 No.253-1, 2012.10, pp.24-25 参照）。これにより、裁判官の任用に必要な法曹経歴の期間は、2013年～2017年は3年以上、2018年～2019年は5年以上、2020年～2021年は7年以上、2022年以降は10年以上と定められた（第42条第2項及び附則第2条）。

しかし、上記スケジュールで法曹一元化を実施した場合、優秀な裁判官の確保に困難が生じる等の理由から、2014年1月の法院組織法改正により、裁判官の任用に必要な法曹経歴を5年以上とする期間が2年間延長され、2021年までとなった（法律第12188号）。さらに2021年8月、同様の理由から、裁判官の任用に必要な法曹経歴の期間を恒久的に5年以上とする同法一部改正法律案が国会本会議に上程された。この時は、同改正法律案は否決されたが、続く同年12月の同法改正により、裁判官の任用に必要な法曹経歴を5年以上とする期間が更に3年間延長され、2024年までとなった（法律第18633号）。

その後も法院の強い要望を背景に、裁判官の任用に必要な法曹経歴の年数を恒久的に5年以上とする法院組織法一部改正法律案が再び国会に提出され、2024年9月26日に国会本会議で可決、同年10月16日に公布・施行された（法律第20465号）。あわせて、今回の法改正では、国民の多様な期待及び要請に応えるため、裁判官の任用に当たって性別、年齢、経歴、専門分野等を考慮するよう義務付ける条項の新設も行われた（第42条第4項）。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Q2Y4E0I9O2V4I2L1M0L0R1Y9O7P7E7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2Y4E0I9O2V4I2L1M0L0R1Y9O7P7E7)

### 【韓国】医療・療養等の地域ケアの統合支援に関する法律の制定

韓国統計庁が2023年12月に公表した将来人口推計によると、韓国は2026年に65歳以上人口が総人口の21%を超える見込みであり、まもなく「超高齢社会」に突入する。高齢者等の多様なニーズに対応しながら、高齢者等が住み慣れた場所で継続して生活を送るための医療、介護、予防、生活支援等の統合支援（日本の地域包括ケアに相当）に係る体制を整備するため、2024年3月26日、「医療・療養等の地域ケアの統合支援に関する法律」が公布された（法律第20415号。2026年3月27日施行）。同法は全7章（本則30か条及び附則2か条）から成る。

同法における統合支援の対象者は、老化、障害等により日常生活の維持に困難のある高齢者、障害者等である（第2条）。保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が5年ごとに統合支援政策の推進目標、地方公共団体への支援、専門人材の養成等に係る基本計画を策定する（第5条）。それに基づいて広域自治体（日本の都道府県に相当）及び基礎自治体（日本の市町村に相当）が統合支援地域計画を毎年策定し、実施する（第6条）。

統合支援の申請先は基礎自治体の長であり（第10条）、基礎自治体の長が統合支援の内容等を決定するための総合判定（第12条）、個別支援計画の作成（第13条）及び同計画に基づく統合支援の提供（第14条）を行う。これらに関して基礎自治体の長は、長官が指定する専門機関（第25条）に総合判定を委託することができるほか、個別支援計画の管理等を行う統合支援専門組織を設置することができる（第21条）。統合支援に係る制度の詳細については、今後下位法令により規定される予定である。なお、総合判定については既存の長期療養（介護）保険制度の等級判定を拡大・再編した新方式が検討されている。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Q2W3K1X2Q1K9Y1E5H1T2Z4W6Z1X3A0](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q2W3K1X2Q1K9Y1E5H1T2Z4W6Z1X3A0)

### 【韓国】漫画振興法の改正

韓国では2012年に「漫画振興に関する法律」が制定され、漫画振興の法的基盤が整備された（本誌 No.254-1, 2013.1, p.32 参照）。以後、4回改正が行われたが、同法中の漫画の定義にウェブトゥーン（web と cartoon を合成した造語。スマートフォンやPC上で縦にスクロールして読む韓国発のウェブコミックの一形態）が含まれていないなどの課題があった。こうした業界の変化に十分に対応するために、2023年2月27日、同法の一部を改正する法律案が国会により可決された（法律第19247号。同年3月21日公布、同年9月22日施行）。

今回の改正により、「漫画」の定義は「一以上の区画されたスペースに実在の又は想像の世界を加工し、絵又は絵及び文字を通して表現した著作物であって、有形又は無形の媒体（デジタル媒体を含む。）に描かれたもの」と改められ、無形の媒体が含まれる（第2条第1号）と同時に、「ウェブトゥーン」は、「情報通信ネットワークを通して流通させるために、情報通信機器を活用して制作された漫画」と定義された（同条第5号の2）。また、漫画家との契約を公正なものとするため、文化体育観光部（部は日本の省に相当）長官は、自らが作成した標準契約書の使用を推奨し、当該契約書を使用する漫画事業者（出版者等）に対し財政支援上の優遇を行うことができるとした（第9条の2）。このほか、漫画産業団地の造成等に対して国・地方自治団体の支援を可能にするるとともに（第5条の2）、同長官に対して、社会的弱者が漫画を享受する機会を拡大するために必要な施策を講じること（第12条の2）、漫画産業の実態調査を実施すること（第13条の2）、原稿や関係文献を含めた漫画資料の適切な収集・保存・展示に関する施策を講じること（第13条の3）を義務付けた。

関西館アジア情報課・阿部 健太郎

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_T2F3E0W1J3V0J1V8Q1V2N3W9V9N3J3](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2F3E0W1J3V0J1V8Q1V2N3W9V9N3J3)

### 【中国】各級人民代表大会常務委員会監督法の改正

人民代表大会（全国人民代表大会（以下「全人代」）及び省級以下の地方人民代表大会から成る。以下「人代」）の常務委員会は、同級の政府等機関に対し監督を行うこととされている（憲法第 67 条、同第 104 条等）。習近平政権では、人代の機能強化のための法整備が進められ（本誌 No.295-2, 2023.5, p.32 ほか参照）、政府等から備案（届出）のあった法令等に対する審査制度が強化された（本誌 No.300-1, 2024.7, p.38 参照）。人代の常務委員会による監督について定める各級人代常務委員会監督法（2006 年制定。以下「監督法」）について、2021 年以降、関係法令の改正内容及び既に定着している方法を盛り込んで改正草案の作成が進められ、2023 年 12 月から全人代常務委員会で審議が行われた。2024 年 11 月 8 日、全人代常務委員会で監督法改正に関する決定が制定、公布され、同日施行された（中華人民共和国主席令第 39 号）。

改正後の監督法は、全 9 章 65 か条から成る。人代常務委員会が監督すべき「財政経済業務」として、（改正前の）政府の予算執行、決算、5 か年計画に加え、政府による国有資産、債務の管理状況、金融業務の状況等が新たに列記された（第 18 条）。それぞれの状況について、政府等による人代常務委員会での報告が義務付けられた（第 24 条～第 26 条）。人代常務委員会の職務である法執行検査について、重要問題に対する検査前の調査研究（第 32 条）、他の人代常務委員会との合同による検査（第 34 条）ができること等が明記された。備案審査については、違憲審査等を実施できること（第 42 条）が、また、重要議題について政府機関の責任者を招集し、質疑を行う特定議題質問を実施できること（第 47 条ほか）等が明記された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MjdiMmQxYTAxOTMwYzZkNTZlOTZkMzc%3D>

### 【中国】法規・規章備案審査条例の制定

立法に対する監督を強化する習近平政権の方針に基づき、国務院が定める行政法規、地方の人民代表大会が定める地方性法規等に対し、全国人民代表大会への備案（届出）を徹底し、立法内容に対する審査を強化する全国人民代表大会の決定が制定された（本誌 No.300-1, 2024.7, p.38 参照）。一方、2001 年制定の行政法規である法規・規章審査条例は、法規（地方性法規等を含む。）及び規章（国務院各部門及び省級等の地方政府が定める規則）に対し、国務院等が行う審査について定めている。その内容を継承し、上記「決定」に基づく備案等の内容を加えた新たな行政法規として、2024 年 8 月 30 日、法規・規章備案審査条例が公布、同年 11 月 1 日に施行された（全 26 か条。国務院令第 789 号）。これに伴い、旧条例は廃止された。

本条例は、法規及び規章に対する備案審査業務の統制、備案審査能力及びその質の向上等のため制定される（第 1 条）。本条例にいう法規には、上海市及び海南省の人民代表大会が、それぞれ上海浦東新区、海南自由貿易港（本誌 No.289-1, 2021.10, p.39 参照）に関して制定できる法規等が含まれることが明記された（第 2 条）。国務院の備案審査業務機構について、国務院への業務状況の報告義務（第 6 条）、関係機関との間での連携協力、意見募集、情報共有等の義務（第 7 条）、備案された法規・規章に対し実施できる審査方式（第 11 条）、聴取会等により、関係機関、有識者等から意見聴取を行う権限（第 15 条）、地方政府の備案審査業務に対する指導等の義務（第 24 条）が明記された。また、国務院備案審査業務機構が備案審査を行う中で、関係機関の意見又は制定機関による説明が必要と認めるときは、当該機関はこれに応じることが義務付けられた（第 14 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ [https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content\\_6972540.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6972540.htm)

### 【オーストラリア】2024年海軍原子力安全法の制定

2021年9月に設立された米英豪3か国による安全保障の枠組み「AUKUS（オーカス）」に基づき、2023年3月14日、豪州に通常兵器搭載の原子力潜水艦（以下「原潜」）を配備するための3段階のアプローチが発表された。この方針を受け、同年5月6日、国防大臣は、原潜の調達に向けた体制の整備・強化のため、豪州潜水艦庁及び豪州原子力潜水艦安全規制庁を設立する意向を表明した。2024年10月24日、後者を設立するための法律（2024年海軍原子力安全法。2024年法律第91号）が制定された（全6章、151か条。2025年1月14日現在未施行）。

同法は、「豪州海軍原子力安全規制庁（Australian Naval Nuclear Power Safety Regulator）」（当初の名称から変更）の新設（第100条）を主な内容とする。同庁は、指定区域（HMAS スターリング（西豪州の海軍基地）、オズボーン海軍造船所等）において、又は「豪州潜水艦（Australian submarine: AS. 豪州が運用する原潜）」に関連して（第10条）「規制対象活動」を行おうとする者に、申請に基づき「豪州海軍原子力安全ライセンス」を与えることができる（第31条）。同ライセンスを申請できる者は、連邦政府、法人格のある連邦政府機関、連邦政府が支配する会社等（第28条、第29条）である。規制対象活動には、①施設活動（facility activities. 第11条）、②潜水艦活動（submarine activities. 第13条）、③物質関連活動（material activities. 第14条）の3種類がある。①は、指定区域においてAUKUS潜水艦（AS又は米英が運用する原潜）の建造等を行うための施設の建設・所有・管理等、②は、指定区域でのAUKUS潜水艦の建造、ASの所有・管理・運用等、③は、指定区域又はASにおける、AUKUS潜水艦から出た電離放射線を放出する物質等の所有・管理・使用等である。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00091/asmade/text>

### 【オーストラリア】2024年サイバーセキュリティ法の制定

2022年9月、豪州第2位の規模を持つ通信回線事業者 Optus 社がサイバー攻撃を受け、約1000万人分の顧客データが流出し、そのうち1万200人分がオンライン上に公開された。同年10月、連邦政府はこれを「豪州史上最大の顧客データ漏えい事件」と呼び、サイバーセキュリティ及び緊急事態を連邦政府が適切に管理するための法律の必要性を訴えた。

2023年11月22日、連邦政府は「2023-2030年豪州サイバーセキュリティ戦略」を発表し、この戦略を実施するための法律の一つとして、2024年11月29日、「2024年サイバーセキュリティ法」が制定された。同月30日施行（ただし、一部未施行）。全7章、88か条から成る。

主な内容は次のとおり。第3章（未施行）に、ランサムウェア（マルウェア（不正プログラム）の一種で、標的とする組織の保有データの不正な暗号化・削除等により身代金を要求する攻撃手法）に関して規定を設けた。具体的には、サイバーセキュリティインシデント（重要インフラ資産（電気通信・銀行・港湾等）や豪州の社会的・経済的安定、防衛、国家安全保障に深刻な損害を与える重大な危険がある場合等。第10条）により直接的・間接的に影響を受けた事業体（豪州で事業を営み、前会計年度の年間売上高が基準額（規則で規定。300万豪ドル（約3億円）を想定）を超える事業体で、連邦政府機関又は州政府機関以外等）が、ランサムウェア等による要求に対し金銭等の支払を行った場合（第26条）、支払後72時間以内に規則で指定する連邦政府機関（規則がない場合は内務省及び豪州通信情報局）への報告書の提出義務を課した（第27条）。報告義務化は、身代金支払の禁止よりもサイバー攻撃の実態把握及び再度の被害の回避に有効であると連邦政府は説明している。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00098/asmade/text>